

消防危第 186 号
令和元年 12 月 20 日

各都道府県知事 } 殿
各指定都市市長 }

消防庁次長
(公印省略)

危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令の公布について

危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（令和元年総務省令第 67 号）が本日公布されました。

貴職におかれましては、下記事項に留意の上、その運用に十分配慮されるところに、各都道府県知事におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対しても、この旨周知されるようお願いいたします。

記

第一 ガソリンの詰替え販売における本人確認等に関する事項（危険物の規制に関する規則（昭和 34 年総理府令第 55 号。以下「危規則」という。）第 39 条の 3 の 2 関係）

ガソリンを販売するため容器に詰め替えるときは、顧客の本人確認、使用目的の確認及び当該販売に関する記録を作成をしなければならないこととされたこと。

第二 顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所における給油作業の監視等に関する事項（危規則第 28 条の 2 の 5 第 7 号、第 40 条の 3 の 10 第 3 号関係）

顧客の給油作業等の制御について、規定の制御装置を設けた可搬式制御機器によっても行うことができるよう技術上の基準の整備を行ったこと。

第三 給油取扱所における物品の販売等に関する事項（危規則第 40 条の 3 の 6 第 2 項関係）

給油取扱所において、火災予防上の危険がある等の場合を除き、建築物の周囲の空地においても物品の販売等の業務を行えることとされたこと。

第四 施行期日に関する事項（改正省令附則関係）

改正省令は、令和2年4月1日から施行すること。ただし、第39条の3の2の改正規定は、令和2年2月1日から施行すること。

（連絡先）

消防庁危険物保安室

担当：勝本、五味

TEL：03-5253-7524

FAX：03-5253-7534